

第一種フロン類充填回収業者 充填回収量報告の手引

◎ 第一種フロン類充填回収業者は年度終了後45日以内に充填量・回収量等を報告する必要があります。

(※充填・回収した実績がない場合も必ず報告しなければなりません。)

◎ 報告項目

下記項目について、業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに報告しなければなりません。

- 第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類の種類ごとの量
※整備等のために一旦回収したフロン類を、整備後に同一機器に充填した場合は、回収及び充填台数は1台、回収量、充填量は0kgと報告する。その際、新しいフロン類を追加で充填した場合は追加した充填量のみを報告する。
(例：整備のため3kg回収、整備後に元の3kg+新しい2kgを充填→回収及び充填台数1台、回収量0kg、充填量2kg)
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の種類ごとの量
(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)
- 前年度において法第41条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数
※確認依頼書が提出され、フロン類が充填されていないことが確認できた台数(確認証明書に記入した台数)
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において規則第49条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
- 規則第49条第2号に規定する場合にあっては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

◎ 提出部数

- 1部
※ 控えが必要な場合は2部お持ちください。

◎ 提出時期

年度終了後45日以内 (毎年5月15日まで)

◎ お問い合わせ先及び提出先について

- ・佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課 生活環境担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 TEL:0952-25-7774
- ・佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課
〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20 TEL:0952-30-1907
- ・鳥栖保健福祉事務所 環境保全課
〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL:0942-83-6820
- ・唐津保健福祉事務所 環境保全課
〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL:0955-73-4185
- ・伊万里保健福祉事務所 環境保全課
〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL:0955-23-5188
- ・杵藤保健福祉事務所 環境保全課
〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL:0954-23-3506

※ 県外等の遠隔地から報告を行う場合は、郵送(佐賀県庁 県民環境部 有明海再生・環境課あて)にて報告を承っております。

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量に関する報告書 (令和6年度実績)

※実績がない場合は「0」と記載する。

2025年 4月 日

佐賀県知事 殿

本社・本店の情報を記入する。法人の場合：法人名及び代表者名 個人の場合：申請者名

(郵便番号) 〒 840-8570

住所 佐賀市内一丁目1番59号

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 佐賀サービス

代表取締役 佐賀 花子

電話番号 0952-25-7774

登録番号 41-1-999

CFC①・HCFC⑥・HFC⑪

第一種特定製品の種類ごとに、設置又は設置以外でフロン類を充填した量及び台数を記入する。 ※回収した後に再び当該機器に冷媒として充填した量は除く。

例：整備のため3kg回収し、整備後に元の3kgと新しく2kgを充填した場合、回収及び充填台数1台、回収量0kg、充填量2kgで報告する。(①, ②)

CFC②・HCFC⑩・HFC⑫

第一種特定製品の種類ごとに、整備又は廃棄等でフロン類を回収した量及び台数を記入する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

Table for CFC reporting with columns for (1) Air Conditioner, (2) Refrigeration and Freezing Equipment, and (3) Total. Rows include units filled, recovered, and inventory.

Table for HCFC reporting with columns for (1) Air Conditioner, (2) Refrigeration and Freezing Equipment, and (3) Total. Rows include units filled, recovered, and inventory.

Table for HFC reporting with columns for (1) Air Conditioner, (2) Refrigeration and Freezing Equipment, and (3) Total. Rows include units filled, recovered, and inventory.

Table for CFC recovery confirmation with columns for (1) Air Conditioner, (2) Refrigeration and Freezing Equipment, and (3) Total. Row: 法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

備考 CFC③・HCFC⑬・HFC⑭ 整備又は廃棄等で回収し、年度当初に保管していたフロン類の量を記入する。 ※昨年度報告の年度末保管量と一致させてください。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓となるようにすること。
同一にならない場合は以下に理由を記載すること。 ※同一にならない場合は理由の記入をお願いいたします。

3 第49条第2号に該当する場合は、下記事項を記載した書面を添付してください。 CFC④・HCFC⑭・HFC⑯ 整備又は廃棄等で回収したフロン類を第一種フロン類再生業者に引渡した量を記入する。

CFC⑤・HCFC⑬・HFC⑭ 整備又は廃棄等で回収したフロン類を第一種フロン類破壊業者に引渡した量を記入する。 ※破壊業者に引渡した量であり、破壊証明書に記載されている量ではありません。

CFC⑥・HCFC⑩・HFC⑫ 整備又は廃棄等で回収したフロン類を自ら再生し、充填した量を記入する。 ※回収した後に再び当該機器に冷媒として充填した量は除く。

CFC⑦・HCFC⑩・HFC⑫ 整備又は廃棄等で回収したフロン類を第49条第1号に規定する者(再生業者又は破壊業者に確実に引渡す者であつて、都道府県知事が認める)に引渡した量を記入する。

CFC⑧・HCFC⑯・HFC⑲ 年度末に保管していた整備又は廃棄等で回収したフロン類の量を記入する。 CFC③ = (②+③) - (④+⑤+⑥+⑦) HCFC⑬ = (⑩+⑪) - (⑫+⑬+⑭+⑮) HFC⑱ = (⑰+⑱) - (⑲+⑳+㉑+㉒)

【担当者】 記載内容についてお問い合わせさせていただいたことがございます。 担当部署：株式会社 佐賀サービス ○○課 担当者名：城内 連絡先：0952-25-7774

【個人情報の取り扱いについて】 本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県」にのみ提供し、取扱いとしております。 ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に提供させていただきます。

第49条第2号に該当する場合は、下記事項を記載した書面を添付してください。 ・引渡し及び返却の年月日 ・申請者の氏名又は名称及び住所 ・フロン類の種類ごとの量 【施行規則第49条第2号】 第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合。